

4月から「こども基本法」が施行されます

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に、令和5年4月1日から「こども基本法」が施行されます。

この法律が施行されることによって、こども政策を推し進めていくための根幹となる考え方や姿勢が示されるとともに、はっきりとこどもの権利が法律によって守られることになります。

〔 こども基本法 6つの基本理念 〕

- ① 個人の尊重、基本的人権の尊重、法の下での平等 など
- ② こどもの健やかな成長を支えること
- ③ 意見を表明し参加できること（子どもの意見の尊重）
- ④ 子どもにとって最もよいことを進めること（子どもの最善の利益）
- ⑤ 家庭を基本として、こどもに十分な支援がおこなわれること
- ⑥ 子育てに夢を持ち、喜びを実感できる社会を整備すること



同時に「こども家庭庁」ができます

これまで、こどもに関係する仕事は、国のいろいろな省庁が別々に行ってきましたが、4月からは「こども家庭庁」が政府の中のこども政策全体のリーダーになります。これまで、おとなが中心になっていた社会のかたちを、

“こどもにとって一番いいことは何か” “こどもまんなか社会” へと変えていく司令塔となる新しい組織として「こども家庭庁」ができます。

〔 こども家庭庁の6つの基本方針 〕

- ① こどもや子育てをしている人の目線に立った政策を作ること
- ② すべてのこどもが心も身体も健康に育ち、幸せになること
- ③ だれひとり取り残さないこと
- ④ 政府の仕組みや組織、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれないようにすること
- ⑤ こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること
- ⑥ こどもに関する調査・データを集め、それをしっかり政策にいかすこと

〔 こども家庭庁が大切にしている3つの姿勢 〕

- ① こどもの目線、子育てをしている人の声を大切にすること
- ② 地方自治体（都道府県・市区町村）と協力すること
- ③ NPO や地域の人たちと話し合い、協力すること



こども基本法・こども家庭庁 創設の背景

こども基本法とこども家庭庁が創設された背景にはいくつかの問題や課題があります。

- ① 深刻な少子化
- ② コロナ禍で加速した児童虐待やいじめ問題
- ③ 貧困問題
- ④ 世界と比べて低いこどもの幸福度 ※
- ⑤ 親の子育て負担の増加 などです。

これらは、子どもの人権にかかる課題（児童虐待・いじめ問題・体罰・児童ポルノ など）とも深く関わる問題です。

※ 日本の子どもの幸福度（5～19 歳の子どもについて）

『身体的健康』『精神的幸福度』『スキル』の3項目で分析
日本の子どもは上位と下位の差が大きく、総合で下位に位置する

【身体的健康傾向】

死亡率は低く、肥満割合も低い（＝健康である）

【精神的幸福度傾向】

生活満足度が高い子どもの割合は6割程度、自殺率も平均より高い

【スキル - 学力傾向】

読解力・数学的思考は上位

【スキル - 社会的傾向 = すぐに友達ができる】

人間関係の構築に自信を持っている子どもの割合が少ない

（ユニセフ報告書「レポートカード」より）

こども・若者のみなさんへメッセージ

（政府インターネットテレビ より抜粋）

みなさん、こんにちは。みなさんは、この国や社会のルールを作るときに、自分の意見や声が反映されていると思ったことはありますか。自分の権利が大切にされていると感じたことはありますか。今の社会では、大人が中心となって様々なことを決めてしまっていると感じているかもしれません。こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。みなさんが、自分らしく、健やかに、幸せな状態で、大人になることができるように、社会全体で支えていくことが、とても大事です。そのためには、こども・若者のみなさんにとって、何が最も良いことかということを、こどもの目線、若者の目線で、考えていく必要があります。そこで、これまで大人が中心になっていた国や社会のかたちを、「こどもまんなか社会」に変えていくための新しい国の組織として、2023年4月に、こども家庭庁を作ることになりました。

こども家庭庁は、こどもや若者に関する国の仕事のリーダーとなり、政府の仕事をリードしていきます。また、こども家庭庁自身も、こどもや若者が健やかに幸せな状態で成長するための取組や困っているこどもや若者へのサポートを進めていきます。そして、仕事を進めるときは、いつも、こども・若者のみなさんにとって一番良いことは何かを、こどもや若者の目線で考えていきます。

「こどもまんなか社会」では、こども・若者のみなさん一人ひとりが主役です。こども家庭庁は、単にこども・若者を対象とした政策を進めるだけでなく、どういう政策を進めるかということもこどもや若者のみなさんと一緒に考えて、みなさんと共に「こどもまんなか社会」をつくっていきたいと考えています。そのためには、こどもや若者のみなさんの声や意見が、何よりも大事です。こども家庭庁は、こども・若者のみなさんから直接意見を聴く仕組みや場をつくり、いただいた意見をしっかりと受け止めて、積極的に国の取組に反映させていきます。ぜひ、みなさんの声をこども家庭庁に届けてください。

みなさんの声を大切に、みなさんと一緒に考え、一緒に政策を作っていく、そんなこども家庭庁にしていきます。

（こども政策担当大臣 小倉将信）

【人権作文】

「普通と差別について」 大神中学校 2年 上杉 南実

「普通みんなそつだと思つ」。私はそう言われたとき、嫌な気持ちになった。普通とは何なんだ、おかしいと思つた。自分が当たり前、普通だと思つていたことも、相手にとっては普通じゃないこともある。それで、考えを押しつけて、相手を傷つけてしまうこともある。だから、自分を基準にしてほしくないと思つた。

私が、差別と聞いて一番最初に思い浮かんだものが、障がい者差別だった。私は、障がい者の人に対して、すごいなと驚いたことがあった。それは、大分県社会福祉事業団という、障がい者の人が働ける施設を作る活動をしているカフェに行ったときのことだった。店員さんは、丁寧な接客だった。その接客に対して驚いてしまったのは、私は障がい者の人はできないだろうという偏見を持っていたからだ。私のように偏見を持った人が、このような施設を利用して、障がい者への理解がもっと深まってほしいと思う。そうすれば、偏見を持つ人がこれまでよりも、減っていくのではないかと思つた。

差別が起こるのは、周りの人が、自分が普通で相手が普通じゃないと決めつけているからだ。外見や性格などは、世界で誰一人同じ人はいない。だから、みんなが一人一人の違いを、お互いに認め合つてほしいと思つた。普通を決めつけず、もっと広い心を持つて人が増えれば、差別がなくなり、笑顔あふれるよりよい社会になっていくと思つた。

